

- ・新型コロナにより収入が減少した方等への国保税・健康保険料の減免 …2面
- ・ブラック・ジャック&ピノコ像の建造を延期します ……2面
- ・市民税・都民税申告書の受け付けと確定申告書作成コーナーの開設について …3面
- ・広報1月7日号に掲載したイベントなどの中止のお知らせ …6面



緊急事態宣言 期間:1月8日~2月7日 が発令されています 不要不急の外出自粛をお願いします

この面の内容は1月25日時点の情報に基づき作成しています



- ・お一人お一人が思いやりの気持ちを持って行動しましょう
- ・3密（密閉・密集・密接）を避け、手洗い、マスクの着用を徹底しましょう



新型コロナウイルス感染症相談窓口のご案内 ~まずは電話で相談を~

発熱などの症状が生じた方

電話相談

かかりつけ医がいる場合

かかりつけ医に電話でご相談ください。
受診の際は必ず電話連絡を。

かかりつけ医がいない場合など

- 東京都発熱相談センター ☎03・5320・4592
24時間対応（土曜・日曜日、祝日含む）
- 東京都多摩小平保健所 ☎042・450・3111
午前9時~午後5時（平日のみ）

感染の疑いがあり、受診が必要と判断された場合

新型コロナ外来を受診

不安に感じる方

電話相談

- 厚生労働省電話相談窓口（コールセンター）
☎0120・565653
午前9時~午後9時（土曜・日曜日、祝日含む）
- 東京都新型コロナウイルス感染症電話相談窓口
（新型コロナコールセンター）
☎0570・550571
午前9時~午後10時（土曜・日曜日、祝日含む）
※日本語・英語・中国語・韓国語対応。

市内イベント等の中止・延期情報について

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、催しなどが中止・延期になる場合があります。

詳細は市ホームページ（右QRコード）をご覧ください。



市公共施設の利用制限について

市の公共施設について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、次の通り、利用を制限します。

【対象期間】1月8日（金）~2月7日（日）

【利用制限内容】

- ▼公共施設利用は、原則的に午後8時以降の時間帯を含む利用枠を休止します。
- ▼個人利用がある児童館、スポーツセンターなどについては午後8時閉館を原則とします。
- ▼食事を伴う利用はすべての時間帯で休止します。調理室の貸し出しも同様に休止します。
- ▼生涯学習センター大ホールの利用は、収容人員の2分の1までとします。

※この取り扱いについては、今後、感染防止対策全体の方針のもと、適宜見直しを行います。最新の情報や個別の施設についての詳細は市ホームページ（右QRコード）をご覧ください。



市民の皆さまへお願いです

国は、1月8日から2月7日までを期間とした緊急事態宣言を発令し、東京都は緊急事態の措置を実施しました。

東京都を中心とした首都圏では、感染拡大が止まらず、このままでは医療が壊滅してしまうという強い危機感も訴えられています。この緊急事態宣言を受け、東京都でも「不要不急の外出自粛、特に午後8時以降の外出自粛」を都民に強く求めております。やむを得ず外出される場合には、マスクの着用、徹底した手洗い、手指消毒や3密の回避など、感染防止対策の徹底をお願いいたします。

注目が集まっているワクチンにつきましては、はじめは医療従事者に、その後まずは65歳以上の方を対象に一般の方へ接種が始まる見通しです。市では現在、この住民接種に向けた体制の準備に全庁を挙げて取り組んでいるところです。

こうしている今も、最前線の現場で戦っている方たちがいらっしゃいます。生活が一変してしまった方たちもいらっしゃいます。その方たちのことを思い浮かべてみてください。そして、皆さんご自身や皆さんの大切な人の命や暮らしのため、今こそお一人お一人が思いやりの気持ちを持って行動をしていくことが大切です。

先を見通すことができない、非常に厳しい状況が続いておりますが、市民の皆さんと力を合わせ、何としましてもこの難局を乗り越えてまいりたいと思っております。

どうぞご理解、ご協力をお願いいたします。

東久留米市長 並木克巳